

堺市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

堺市上下水道局職員就業規則（昭和44年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5第3項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の別表第5第3項の規定は、令和8年6月1日から適用する。